

第2部

令和3年度 水産施策



鳳翔丸

令和3年度に講じた施策

概説

1 施策の重点

我が国の水産業は、国民に対して水産物を安定的に供給するとともに、漁村地域の経済活動や国土強靱化の基礎をなし、その維持発展に寄与するという極めて重要な役割を担っています。しかし、水産資源の減少によって漁業・養殖業生産量は長期的な減少傾向にあり、漁業者数も減少しているという課題を抱えています。

こうした水産業をめぐる状況の変化に対応するため、「水産基本計画」(平成29(2017)年4月28日閣議決定)及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成30(2018)年6月1日改訂。農林水産業・地域の活力創造本部決定。)に盛り込んだ「水産政策の改革」に基づき、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上を図り、将来を担う若者にとって漁業を魅力ある産業とする施策を講じました。その一環として令和2(2020)年に施行された「漁業法等の一部を改正する等の法律」(平成30(2018)年法律第95号)の着実な実施を進めているところです。

さらに、水産動植物等の国内流通及び輸出入の適正化を図るため、令和2(2020)年12月11日に公布された「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」(令和2(2020)年法律第79号。以下、「水産流通適正化法」という。)の円滑な施行に向け、対象魚種や加工品の範囲等、制度内容の検討を進めるとともに、国内外の関係者に向けた説明会等を通じて制度の周知・普及に努めました。

加えて、ICTを活用した適切な資源評価・

管理、生産活動の省力化、漁獲物の高付加価値化等を図るため、スマート水産業の社会実装に向けた取組を進めました。

また、気候変動等の環境問題などに対応し、水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、令和3(2021)年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」に沿って各施策を推進しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響の緩和のため、国産水産物の販売促進・販路の多角化等を図るとともに、人手不足となった漁業・水産加工業で作業経験者等の人材を雇用する場合の掛かり増し経費や外国人船員の継続雇用のための経費の補助、積立おらずによる魚価の下落等に伴う漁業者の収入減少の補てん等の対応を行いました。

2 財政措置

水産施策を実施するために必要な関係予算の確保とその効率的な執行を図ることとし、令和3(2021)年度水産関係当初予算として、1,928億円を計上しました。また、令和3(2021)年度補正予算において1,272億円を計上しました。

3 税制上の措置

軽油引取税については、課税免除の特例措置の適用期限を3年延長するとともに、登録免許税については、漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の適用期限を2年延長し、不動産取得税については、漁業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長するなど所要の税制上の措置を講じました。

4 金融上の措置

水産施策の総合的な推進を図るため、地



域の水産業を支える役割を果たす漁協系統金融機関及び株式会社日本政策金融公庫による制度資金等について、所要の金融上の措置を講じました。

また、都道府県による沿岸漁業改善資金の貸付けを促進し、省エネルギー性能に優れた漁業用機器の導入等を支援しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者の資金繰りに支障が生じないよう、農林漁業セーフティネット資金等の実質無利子・無担保化等の措置を講じるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少が発生した水産加工業者に対しては、セーフティネット保証等の中小企業対策等の枠組みの活用も含め、ワンストップ窓口等を通じて周知を図りました。

5 政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進及び行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13（2001）年法律第86号）に基づき、農林水産省政策評価基本計画（5年間計画）及び毎年度定める農林水産省政策評価実施計画により、事前評価（政策を決定する前に行う政策評価）及び事後評価（政策を決定した後に行う政策評価）を推進しました。

I 漁業の成長産業化に向けた水産資源管理

1 国内の資源管理の高度化

- (1) 適切な資源管理システムの基礎となる資源評価の精度向上と理解の醸成
- ア 資源評価の精度向上と対象種の拡大
- 水揚情報の収集、調査船による調査、海洋環境と資源変動の関係解明、操業・漁場環境情報の収集等の資源調査を実施するとともに、資源評価の精度向上を図

るため、人工衛星を用いた海水温や操業状況の解析、新たな観測機器を用いた調査等により情報収集体制の強化に取り組みました。

資源調査の結果に基づき、資源量や漁獲の強さ等の評価を行うとともに、資源管理目標の案や目標とする資源水準までのプロセスを定める漁獲シナリオの案を提示しました。

資源評価対象種の拡大に向けては、関係都道府県との連携を強化しつつ、200種程度について資源調査を実施しました。

併せて、漁業協同組合（以下「漁協」という。）・産地市場から電子的に水揚情報を収集するための体制整備を進めました。

加えて、生産から流通にわたる多様な場面で得られたデータの連携により、資源評価・管理を推進するとともに操業支援等にも資する取組を推進しました。

さらに、データの利活用を適切かつ円滑に行うことを可能とするため、データポリシーの確立やデータの標準化に向けた検討を進めました。

イ 水産資源研究センターによる資源評価の実施と情報提供

国立研究開発法人水産研究・教育機構に設置された水産資源研究センターにおいて、独立性・透明性・客観性・効率性を伴う資源評価を実施するとともに、漁業関係者のみならず消費者も含めた国民全般が資源状況と資源評価結果等について共通の認識を持てるよう、これらの情報を理解しやすい形で公表しました。

(2) 数量管理の推進

「漁業法等の一部を改正する等の法律」第1条に基づく改正後の漁業法（以下「改正漁業法」という。）の下、MSY（持続的に採捕可能な最大の漁獲量）を目標として

資源を管理し、管理手法はTAC(漁獲可能量)を基本とする新たな資源管理システムに移行することとしました。

令和2(2020)年9月に公表した、科学的な資源調査・評価の充実、資源評価に基づく漁獲可能量による管理の推進等の具体的な行程を示したロードマップに基づき、漁業者をはじめとする関係者の理解と協力を得るために、主要な漁業地域・漁業種類をカバーする現地説明会を実施しました。

また、令和3(2021)年3月にTAC魚種拡大に向けたスケジュールを示すとともに、現場の漁業者を含む関係者の意見を十分に聴き必要な意見交換を行うため、水産政策審議会資源管理分科会の下に資源管理手法検討部会を設置しました。資源評価結果が公表された後、順次この部会での議論を開始し、令和5(2023)年度までには、漁獲量の8割をTAC管理とすることを目指し、TAC魚種の拡大に向けて検討を進めました。

IQ(漁獲割当て)方式については、TAC対象魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業において、準備が整ったものから順次、改正漁業法に基づくIQによる管理に移行し、令和5(2023)年度までにTAC魚種を主な漁獲対象魚種としている大臣許可漁業には、原則IQ管理を導入すべく検討を進めました。

なお、これらの推進に当たっては、水揚地において漁獲量を的確に把握する体制整備を検討しました。

大半の漁獲物がIQの対象となった漁業については、既存の漁業秩序への影響も勘案しつつ、その他の方法による資源管理措置を確保した上で、漁船の規模に係る規制を定めないこととしました。

このほか、漁業許可等による漁獲努力量規制、禁漁期及び禁漁区等の設定を行うほか、都道府県、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会が実施する沿岸・内水

面漁業の調整について助言・支援を行いました。

(3) 自主的な資源管理を資源管理協定に移行

資源管理指針・計画に基づいて実施されていた漁業者自身による自主的な資源管理については、科学的知見に基づく資源管理措置の検討や資源管理計画の評価・検証等、資源管理の高度化を推進するとともに、令和5(2023)年度までに、改正漁業法に基づく資源管理協定へと順次移行すべく検討を進めました。

(4) 密漁対策の強化

改正漁業法により罰則が強化された特定水産動植物に指定されたアワビ、ナマコ等をはじめ沿岸域の水産資源の密漁については、都道府県、警察、海上保安庁及び流通関係者を含めた関係機関との緊密な連携等を図るとともに、密漁品の市場流通や輸出からの排除に努めるなどの対策を実施しました。

2 国際的な資源管理の推進

(1) 公海域等における資源管理の推進

① クロマグロ、カツオ、マサバ及びサンマをはじめとする資源の管理の推進について、魚種ごとに最適な管理がなされるよう、各地域漁業管理機関において、議論を主導するとともに、IUU(違法、無報告、無規制)漁業対策を強化するため、関係国等との連携・協力、資源調査の拡充・強化による適切な資源評価等を推進しました。

② 太平洋クロマグロについては、都道府県及び関係団体と協力してWCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)で採択された30kg未満の小型魚に係る漁獲量の削減措置及び30kg以上の大型魚に係る漁獲量の抑制措置等を遵守しつ



つ、WCPFCにおいて漁獲上限の緩和に向けた取組を進め、大型魚の漁獲上限の15%増加等が合意されました。

- ③ ウナギについては、関係国・地域と共に養殖用種苗の池入れ数量制限に取り組むとともに、法的拘束力のある国際的な枠組みの作成を目指すべく検討しました。

(2) 太平洋島しょ国水域での漁場確保

我が国かつお・まぐろ漁船にとって重要漁場である太平洋島しょ国水域への安定的な入漁を確保するため、二国間漁業協議等を通じて我が国漁業の海外漁場の確保を図りました。

(3) 我が国周辺国等との間の資源管理の推進

我が国の周辺水域における適切な資源管理等を推進するため、ロシアとの政府間協定に基づく漁業交渉を行いました。また、韓国及び中国との間では政府間の働きかけを実施するとともに、台湾との間では民間協議を支援しました。

(4) 捕鯨政策の推進

商業捕鯨が再開されたひげ鯨類については、IWC(国際捕鯨委員会)で採択された方式に沿って算出された捕獲可能量の範囲内で捕獲枠を設定するとともに、漁場の探査や捕獲・解体技術の確立等について必要な支援を行いました。

また、非致命的調査等により、鯨類の資源管理に必要な科学的情報を収集するとともに、IWC等へのオブザーバー参加、IWCとの共同調査を実施するなど、IWC脱退後も引き続き国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に取り組みました。

さらに、食文化の観点も含め、鯨食普及に向けた取組を支援するとともに、我が国

の鯨類の持続的な利用に関する考え方について国内外に向け情報発信を行いました。

(5) 海外漁業協力等の推進

国際的な資源管理の推進及び我が国漁業者の安定的な入漁を確保するため、我が国漁業者にとって重要な海外漁場である太平洋島しょ国を中心に海外漁業協力を戦略的かつ効率的に実施しました。また、入漁国の制度等を踏まえた多様な方式での入漁、国際機関を通じた広域的な協力関係の構築等を推進しました。

3 漁業取締体制の強化

資源管理の効果を上げるためには、資源管理のルールへの遵守を担保することが必要であり、我が国周辺水域における安定的な操業秩序を確保するため、違法外国漁船等の対策を図りました。令和3(2021)年度は、新たに2隻(1隻は2,000トン級を増隻、1隻は499トンから900トン級に大型化)の大型漁業取締船を竣工させ、取締能力を強化するとともに、漁業監督官の実務研修等による能力向上を図りました。

また、限られた取締勢力を有効活用していくために、VMS(衛星船位測定送信機)の活用や衛星情報等の漁業取締りへの積極的活用、さらには、水産庁や海上保安庁等関係省庁間の連携の下、重点的・効率的な取締りを行いました。

さらに、沖縄県糸満漁港に漁業取締船が係留できる岸壁の整備を進めました。

4 適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定に資する収入安定対策

記録的不漁や自然災害が多発する中で、計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対して、漁業者が拠出した積立金を国費により補てんする積立ぶらすと不慮の事故によって受ける損失を補償する漁業共済により漁業者の経営安定を図りました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による魚価の下落等に伴う漁業者の収入減少を補てんする積立ぶらすの漁業者の自己積立金の仮払い及び契約時の積立猶予の措置を講じました。

5 漁場環境の保全及び生態系の維持

(1) 藻場・干潟等の保全・創造

- ① 漁場の生物相の変化等に対応して漁場の管理や整備事業の在り方を適切に見直していく順応的管理手法を取り入れた水産環境整備を推進しました。また、我が国排他的経済水域における水産資源の増大を図るため、保護育成礁やマウンド礁の整備を行うフロンティア漁場整備事業を実施しました。
- ② 実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造を推進するための基本的考え方を示した藻場・干潟ビジョンに基づき、広域的な観点からハード・ソフトを組み合わせた対策を推進するとともに、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援しました。
- ③ 磯焼け等により効用の低下が著しい漁場においては、藻場・干潟等の保全・創造と併せて、ウニ・アイゴ等の食害生物の駆除や海藻類の移植・増殖に対して支援を行うとともに、サンゴに関しては、厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復技術の開発に取り組ましました。

(2) 生物多様性に配慮した漁業の推進

海洋の生態系を維持しつつ、持続的な漁業を行うため、各地域漁業管理機関において、サメ類の資源状況及び漁獲状況の把握、完全利用の推進並びに保存管理の推進を行いました。

また、海域ごとの実態を踏まえたはえ縄漁業の海鳥混獲回避措置の評価及び改善を行ったほか、はえ縄漁業等におけるウミガ

メの混獲の実態把握及び回避技術の普及に努めました。

(3) 野生生物や赤潮等による漁業被害

- ① 野生生物による漁業被害を軽減するため国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、トドによる漁業被害軽減技術の開発・実証、大型クラゲのモニタリング調査、野生生物の出現状況・生態の把握及び漁業関係者等への情報提供、野生生物の駆除・処理及び改良漁具の導入等への支援を行いました。
- ② 沿岸漁業・養殖業に被害をもたらす赤潮・貧酸素水塊については、発生予察手法や防除技術等の開発を進めました。また、赤潮・貧酸素水塊を早期かつ的確に把握するため、自動観測装置をネットワーク化し広域な海域に対応したシステムの開発を支援しました。さらに、北海道太平洋沿岸において令和3（2021）年9月中旬から発生した赤潮について、北海道や研究機関等と連携し、調査や漁場回復の取組を支援しました。
- ③ 漁業生産力の低下が懸念される海域における栄養塩と水産資源の関係の定量的な解明及び適正な栄養塩管理モデルの構築に必要な調査を推進しました。さらに、冬季のノリの色落ち被害を防止するために必要な栄養塩を確保する漁場環境改善等の技術開発を支援しました。

(4) 海洋プラスチックごみ問題対策の推進

漁業・養殖業用プラスチック資材について、環境に配慮した素材を用いた漁具開発等の支援や、リサイクルしやすい漁具の検討を行いました。また、漁業系廃棄物計画的処理推進指針を踏まえた廃棄物の適正処理及び削減方策の検討・普及を推進しまし



た。さらに、マイクロプラスチックを摂食した魚介類の生態的情報の調査を行いました。

(5) 産卵場の保護や資源回復手段としての海洋保護区の積極的活用

海洋保護区は漁業資源の持続的利用に資する管理措置の一つであり、漁業者の自主的な管理によって生物多様性を保存しながら資源を持続的に利用していくような海域も効果的な保護区となり得るといふ基本認識の下、海洋保護区の適切な設定等を推進しました。

(6) 気候変動の影響への適応

海洋環境調査を活用し、海洋環境の変動が水産資源に与える影響の把握に努めることにより、資源管理の基礎となる資源評価や漁場予測の精度向上を図りました。

また、不漁等が続くサンマ等について、資源評価の精度向上及び不漁要因等の解明のための調査を実施しました。

II 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革

1 競争力ある流通構造の確立

世界の水産物需要が高まる中で、我が国漁業の成長産業化を図るためには、輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造を確立する必要があることから、以下の流通改革を進めました。

(1) 産地卸売市場を含めた加工・流通構造の改革

- ① 漁業者の所得向上に資するとともに、消費者ニーズに応えた水産物の供給を進めるため、品質・衛生管理の強化、産地市場の統合・重点化、新たな販路の拡大、トレーサビリティの充実

等を推進し、これらとの関係で、漁港機能の再編・集約化や水揚漁港の重点化を進めました。

- ② 令和2（2020）年12月11日に公布された水産流通適正化法の円滑な施行に向け、対象魚種や加工品の範囲等、制度内容の検討を進めるとともに、国内外の関係者に向けた説明会等を通じて制度の周知・普及に努めました。

(2) 取引状況の把握とそれに基づく指導・助言等の実施

- ① 食品等の取引の適正化のため、取引状況に関する調査の結果を基に、関係事業者に対する指導・助言を実施しました。
- ② 全国の主要漁港における主要品目の水揚量、卸売価格、用途別出荷量や、水産物の在庫量等の動向に関する情報の収集・発信を行いました。

(3) 新たな取組への支援の実施

- ① 生産者・流通業者・加工業者等が連携して水産バリューチェーンの生産性の向上に取り組む場合に連携体制の構築や取組の効果の実証を支援しました。
- ② 「水産加工業施設改良資金融通臨時措置法」（昭和52(1977)年法律第93号）に基づき、水産加工業者が行う新製品の開発や新技術の導入に向けた施設の改良等に必要な資金を融通する措置を講じました。

2 加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開

(1) 加工・流通・消費に関する施策の展開

ア 漁業とともに車の両輪である水産加工業の振興

- ① 個々の加工業者だけでは解決困難な課題に対処するため、産地の水産加工業の中核的人材育成に必要な専門家の派遣、研修会の開催等を支援しました。また、関係機関や異業種と連携して課題解決に取り組むための計画の作成のほか、計画を実行するための取組について支援しました。
- ② 関係道府県に設置された水産加工業者向けワンストップ窓口等を通じて、水産施策や中小企業施策等の各種支援策等が水産加工業者に有効に活用されるよう、適切に周知しました。
- ③ 水産物の安全性に関する情報を分かりやすく紹介したWebサイトの運営や水産物を含む食品の安全に関する情報のメールマガジンによる配信等、インターネットを活用した情報提供の充実を図りました。
- ④ 食品表示に関して、「食品表示法」(平成25(2013)年法律第70号)に基づき、立入検査、産地判別等への科学的な分析手法の活用等により、効果的・効率的な監視を実施しました。

また、平成29(2017)年9月から開始した、食品表示基準に基づく新たな加工食品の原料原産地表示制度については、令和4(2022)年4月からの完全施行に向けて、消費者、事業者等への普及啓発を行い、理解促進を図りました。
- ⑤ 漁業生産の安定・拡大、冷凍・冷蔵施設の整備、水揚集中時の調整保管による供給平準化等を通じ、加工原料の安定供給を図りました。

イ 多様な消費者ニーズ等に応じた水産物の供給の取組

- ① 国産水産物の流通・輸出の促進と消費拡大を図るため、水産加工業者等向けの現地指導や加工原料を新たな魚種に転換する取組、単独では解決が困難な課題に連携して対処する取組、輸出を促進する取組に必要な加工機器等の導入等を支援しました。
- ② 漁業者・漁業者団体が自ら取り組む6次産業化や、漁業者が水産加工・流通業者等と連携して行う農商工連携等の取組について支援しました。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける魚種について、漁業者団体等が一時的に過剰供給分を保管する際の取組を支援しました。また、インバウンドの減少や輸出の停滞等により、在庫の停滞及び価格の低下が生じている国産水産物等について、業界団体等が行う販売促進の取組を支援しました。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした「新しい生活様式」による消費者の内食需要に対応するため、水産物の安全・安心・簡便な提供を定着させるための取組を支援しました。

ウ 加工・流通・消費の各段階での魚食普及の推進への取組

- ① 国産水産物の魅力等の情報発信をするための全国規模の展示・発表会や水産物の知識や取扱方法等を伝えるため広域的な研修会等の開催を支援しました。
- ② 魚食普及に取り組む者や学校給食関係者等向けに国産水産物の利用を促進するためのノウハウを提供する広域的セミナー等の開催を支援しました。また、官民の関係者が一体となって消費拡大に取り組む「魚の国のしあわせ」



プロジェクトを推進するとともに、地産地消等の各地域のニーズに応じた水産物の供給のため、地域の学校や観光分野（郷土料理、漁業体験、漁家民宿など）等とも連携を図りました。

- ③ 農林水産省本省や地方農政局等における「消費者の部屋」において、消費者からの農林水産業や食生活に関する相談を受けるとともに、消費者への情報提供を通じて、水産行政に対する消費者の理解を促進しました。

エ 水産エコラベルの推進

国際水準として承認された水産エコラベルを活用して国産水産物の消費拡大を図るため、国内外の認知度の向上や認証取得の促進に向けた取組を推進しました。

(2) 我が国水産物の輸出促進施策の展開

ア 国内生産体制の整備の取組

- ① 安定した養殖生産の確保や適切な資源管理等により輸出に対応できる国内生産体制の整備を行いました。
- ② 輸出拡大が見込まれる大規模な拠点漁港において、一貫した衛生管理の下、集出荷に必要な岸壁、荷さばき所、冷凍・冷蔵施設、製氷施設等の一体的な整備を推進しました。

イ 海外市場の拡大のための取組

海外市場の拡大を図るため、早期の成果が見込める販売促進活動等を支援しました。

農林水産物・食品のブランディングやプロモーション等を行う組織として平成29(2017)年度に創設された日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）と連携した取組を行いました。

ウ 輸出先国・地域の規則・ニーズに応じた輸出環境の整備に向けた取組

- ① 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元（2019）年法律第57号）に基づき設置された農林水産物・食品輸出本部の下、輸出先国に対する輸入規制等の緩和・撤廃に向けた協議、輸出証明書発行や施設認定等の輸出を円滑化するための環境整備、輸出に取り組む事業者の支援等を実施しました。
- ② 対EU・対米国輸出施設の認定等を促進するため、研修会の開催や専門家による現地指導への支援、生産海域等のモニタリングへの支援を行いました。また、農林水産省による水産加工施設等の対EU・対米国輸出施設の認定により、認定施設数の増加を図りました。
- ③ 輸出先国・地域に対し、検疫や通関等に際し、輸出の阻害要因となっている事項について必要な改善を要請・折衝するほか、輸出先国・地域の規制等に対応するための水産加工・流通施設の改修等の支援に取り組みました。
- ④ 輸出先国・地域における輸入規制の緩和・撤廃に必要な魚類の疾病に関する科学的データの調査・分析や、輸出先国・地域で使用が認められていない動物用医薬品を使用し、生産した水産物の輸出が可能となるよう、輸出先国・地域に対して行う同医薬品の基準値設定の申請に必要な試験等を実施しました。

(3) 水産物貿易交渉への取組

- ① WTO(世界貿易機関)交渉に当たり、我が国は、水産物のように適切な管理を行わなければ枯渇する有限天然資源については、適切な保存管理を通じた資源の持続的利用に貢献する貿易

のルールを確立すべきとの考えです。漁業補助金の規律については、真に過剰漁獲能力又は過剰漁獲につながる補助金に限定して禁止すべきであると主張するなど、我が国の主張が最大限反映されるよう努めました。

- ② EPA(経済連携協定)及びFTA(自由貿易協定)等については、幅広い国・地域と戦略的かつ多角的に交渉を進めました。
- ③ EPA交渉等の場において輸出拡大が期待される品目の市場アクセスの改善を求めていくとともに、GI(地理的表示)保護制度を導入している国との間で相互保護を進め、日本産農林水産物等のブランドの保護を図ることにより、我が国の事業者が積極的に輸出に取り組める環境を整備しました。

Ⅲ 担い手の確保や投資の充実のための環境整備

1 浜の活力再生プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成

(1) 浜の活力再生プラン・浜の活力再生広域プラン

水産業や漁村地域の再生を図るため、各浜が実情に即した形で漁業収入の向上とコスト削減を目指す具体的な行動計画である「浜の活力再生プラン」(以下「浜プラン」という。)及び「浜の活力再生広域プラン」(以下「広域浜プラン」という。)に基づく取組を推進しました。

具体的には、浜プランに基づく共同利用施設の整備、水産資源の管理・維持・増大、漁港・漁場の機能高度化や防災・減災対策等といった取組を支援するとともに、広域浜プランに基づき、中核的漁業者として位置付けられた者の競争力強化のためのリース方式による漁船の導入等を支援しました。

(2) 国際競争力のある漁業経営体の育成とこれを担う人材の確保

持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進め、国際競争力を強化していくことが重要な課題となっていることから、このような取組を実施する者については、今後の漁業生産を担っていく主体として重点的に経営への支援を行いました。また、漁業収入安定対策に加入する担い手が、漁業生産の大宗を担い、多様化する消費者ニーズに即し、安定的に水産物を供給し得る漁業構造の達成を目指しました。

(3) 新規就業者の育成・確保

- ① 就職氷河期世代を含む新規漁業就業者を育成・確保し、年齢構成のバランスのとれた就業構造を確立するため、通信教育等を通じたりカレント教育の受講を支援するとともに、道府県等の漁業学校等で漁業への就業に必要な知識の習得を行う者に対して資金を交付しました。
- ② 全国各地の漁業の就業情報を提供し、希望者が漁業に就業するための基礎知識を学ぶことができる就業準備講習会や、希望者と漁業の担い手を求める漁協・漁業者とのマッチングを図るための就業相談会を開催しました。
- ③ また、漁業に就業する者に対して、漁業現場における最長3年間の長期研修の実施を支援するとともに、就業後も含めて、収益力向上のための経営管理の知識の習得等を支援しました。
- ④ 全国の地方運輸局において、若年労働力の確保のため、新規学卒者に対する求人・求職開拓を積極的に行ったほか、船員求人情報ネットワークの活用や海技者セミナーの開催により、雇用機会の拡大を図りました。



(4) 漁業経営安定対策の推進

計画的に資源管理に取り組む漁業者や漁場環境の改善に取り組む養殖業者の経営の安定を図るため、自然条件等による不漁時等の収入減少を補てんする漁業収入安定対策及び燃油や配合飼料の価格高騰に対応するセーフティーネット対策を実施しました。

(5) 海技士等の人材の育成・確保

漁船漁業の乗組員不足に対応するため、水産高校等の関係機関と連携して、計画的・安定的な人員採用を行うなど、継続的な乗組員の確保に努めました。

特に漁船員の海技免状保持者の不足が深刻化していることを踏まえ、関係府省庁が連携し、6か月間の乗船実習を含むコースを履修することで卒業時に海技試験の受験資格が取得でき、口述試験を経て海技資格を取得できる新たな仕組みについてその実践を支援しました。

(6) 水産教育の充実

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校において、水産業を担う人材の育成のための水産に関する学理・技術の教授及びこれらに関連する研究を推進しました。

大学における水産学に関する教育研究環境の充実を推進する一方、水産高校等については、地域の水産業界との連携を通じて、将来の地域の水産業を担う専門的職業人の育成を推進しました。

沿岸漁業や養殖業の操業の現場においては、水産業普及指導員を通じた沿岸漁業の意欲ある担い手に対する経営指導等により、漁業技術及び経営管理能力の向上を図るための自発的な取組を促進しました。

(7) 外国人技能実習制度の運用

漁業技能実習事業協議会を適切に運営するなどにより、開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を目的として

実施されている漁業・養殖業・水産加工業における技能実習の適正化に努めました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外国人の入国制限措置等の影響を受けた漁業・水産加工業で作業経験者等の人材を雇用する場合の掛かり増し経費や外国人船員の継続雇用のための経費等について支援しました。

(8) 外国人材の受入れ

漁業、養殖業及び水産加工業の維持発展を図るために、人手不足の状況変化を把握しつつ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人（特定技能1号）の適正な受入れを進めるとともに、漁業・水産加工製造活動やコミュニティ活動の核となっている漁協・水産加工業協同組合等が、外国人材を地域社会に円滑に受け入れ、共生を図るために行う環境整備を支援しました。

(9) 水産業における女性の参画の促進

「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(令和2(2020)年12月25日閣議決定)及び改正された「水産業協同組合法」(昭和23(1948)年法律第242号)に基づき、漁協系統組織における女性役員の登用ゼロからの脱却に向けた普及啓発等の取組を推進しました。

また、漁村地域における女性の活躍を促進するため、漁村の女性等が中心となって取り組む特産品の加工開発、直売所や食堂の経営等をはじめとした意欲的な実践活動を支援するとともに、実践活動に必要な知識・技術等を習得するための研修会や優良事例の成果報告会の開催等を支援しました。

さらに、漁業・水産業の現場で活躍する女性の知恵と民間企業の技術、ノウハウ、アイデア等を結び付け、新たな商品やサービス開発等を行う「海の宝!水産女子の元気プロジェクト」の活動を推進しました。

2 持続的な漁業・養殖業のための環境づくり

(1) 漁船漁業の構造改革

- ① 漁船の高船齢化による生産性等の低下や、メンテナンス経費の増大に加え、居住環境等が問題となっており、高性能化・大型化による居住環境の改善や安全性の向上等が必要となっています。造船事業者の供給能力が限られている現状も踏まえ、今後、高船齢船の代船を計画的に進めていくため、漁業者団体による代船のための長期的な計画の策定・実施を支援しました。
- ② 漁船を含む船舶の居住環境の改善に資する高速通信（高速インターネットや大容量データ通信等）の整備について、関係府省庁が連携して情報交換を行い、高速通信の効率的な普及に向けた取組を検討しました。

(2) 沿岸漁業

沿岸漁業については、浜プランによる所得向上の取組や、複数の漁村地域が連携し広域的に浜の機能再編や水産関係施設の再編整備、中核的担い手の育成に取り組むための広域浜プランの取組を支援しました。

また、離島漁業再生支援交付金や水産多面的機能発揮対策交付金等による支援を実施するとともに、漁村地域が有する豊富な観光資源等の活用や、マーケットインによる販路拡大、交流活動の活発化といった取組を推進しました。

「水産政策の改革」により、持続的な漁業の実現のため新たな資源管理を導入することを踏まえ、収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組む漁業者に対し、その取組に必要な漁船・漁具等のリース方式による導入を支援しました。

(3) 沖合漁業

沖合漁業については、合理的・効率的な操業体制への移行等、漁船漁業の構造改革を推進するとともに、資源変動に対応した操業・水揚体制及び漁業許可制度を検討しました。

(4) 遠洋漁業

遠洋漁業については、国際機関における資源管理においてリーダーシップを発揮し、公海域における資源の持続的利用の確保を図るとともに、海外漁業協力等の推進や入漁国の制度等を踏まえた多様な方式での入漁等を通じ海外漁場での安定的な操業の確保を推進しました。

また、新たな操業・生産体制の導入、収益向上、コスト削減及びVD(隻日数)の有効活用により、競争力強化を目指した漁船漁業の構造改革を推進しました。

さらに、乗組員の安定的な確保・育成に向けて、漁業団体、労働組織等の間での協議を推進しました。

(5) 養殖業

ア 養殖業発展のための環境整備

国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売・輸出に至る総合戦略に基づき、養殖業の振興に本格的に取り組みました。

イ 漁場環境や天然資源への負担の少ない養殖

「持続的養殖生産確保法」(平成11(1999)年法律第51号)に基づき策定する漁場改善計画において設定された適正養殖可能数量を遵守して養殖を行う場合には、漁業収入安定対策の対象とすることにより、適正な養殖による漁場環境への負担の軽減と養殖業者の収入の安定等を図りました。

また、天然資源の保存に配慮した安定



的な養殖生産を実現するため、主に天然種苗を利用しているブリ、クロマグロ等について人工種苗の生産技術の開発や人工種苗への転換を促進しました。

ウ 安定的かつ収益性の高い経営の推進

養殖経営の安定を図るため、配合飼料の価格高騰対策や生餌の安定供給対策を適切に実施するとともに、魚の成長や消化吸収特性にあった配合飼料の開発及び配合飼料原料の多様化を推進しました。

また、消費者ニーズの高い養殖魚種の生産、養殖生産の多様化、優れた耐病性や高成長等の望ましい形質を持った人工種苗の導入等により、養殖生産効率の底上げを図り、収益性を重視した養殖生産体制の導入を図りました。

エ 安全・安心な養殖生産物の安定供給及び疾病対策の推進

① 水産用医薬品の適正使用の確保を図り、養殖衛生管理技術者の養成等を行うとともに、養殖水産動物の衛生管理の取組を支援しました。また、養殖魚の食の安全を確保しつつ、魚病対策を迅速化するため、「かかりつけ獣医師」等による遠隔診療の活用促進や現場におけるニーズを踏まえた水産用医薬品等の研究・開発を支援しました。

② 貝毒原因プランクトンの監視体制の整備に対する指導・支援を行うとともに、貝毒やノロウイルスのリスク管理に関する研究を行いました。

また、有害化学物質等の汚染状況を把握するため、ダイオキシン類、メチル水銀、鉛、カドミウム、ノロウイルス等について汚染実態調査を実施しました。

③ 病原体が不明な4疾病（マダイの不明病、ウナギの板状出血症、ニジマスの通称ラッシュ、アユの通称ボケ病）

の診断法と防除法の開発、国内に常在する2疾病（海産養殖魚のマダイイリドウイルス病、マス類の伝染性造血器壊死症）の新たな清浄性管理手法の確立に資する養殖管理技術の開発を推進しました。

オ 真珠養殖及び関連産業の振興

「真珠の振興に関する法律」（平成28（2016）年法律第74号）に基づき、幅広い関係業界や研究機関による連携の下、宝飾品のニーズを踏まえた養殖生産、養殖関係技術者の養成及び研究開発等を推進しました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により入札会が中止となったことを受けて生じた保管経費等を支援しました。

（6）内水面漁業・養殖業

「内水面漁業の振興に関する法律」（平成26（2014）年法律第103号）第9条第1項に定める内水面漁業の振興に関する基本的な方針に基づき、各種の施策を推進しました。

ア 内水面漁場の確保と内水面水産資源の増大

① 内水面漁場が有する釣り場機能や多面的機能が将来にわたって適切かつ有効に活用されるよう、内水面漁協等が行うICTの導入等による持続的管理等の手法の検討・実施を支援しました。

② 近年特に被害が広域化・深刻化しているカワウについて、「カワウ被害対策強化の考え方」（平成26（2014）年4月23日環境省・農林水産省公表）に掲げる被害を与えるカワウの個体数を令和5（2023）年度までに半減させる目標の早期達成に向けた取組を推進しました。

③ 外来魚について、効率的な防除手法の技術開発を進めるとともに、電気

ショッカーボート等による防除対策を推進しました。

- ④ 内水面水産資源の増殖技術の研究開発を推進するとともに、得られた成果の普及を図りました。また、浜プラン等の策定及びそれらに基づく内水面水産資源の種苗生産施設等の整備を推進しました。
- ⑤ 水産動植物の生態に配慮した石倉増殖礁の設置や魚道の設置・改良、水田と河川との連続性に配慮した農業水路等の整備、さらに、それらの適切な維持管理を推進しました。また、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を創出することを全ての川づくりの基本として河川管理を行いました。これらの施策の実施に当たっては、各施策の効果を高められるよう関係者間の情報共有や活動の連携を図りました。
- ⑥ 内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業の意義に関する広報活動、放流体験等の川辺における漁業体験活動、内水面漁業者と地域住民等が連携して行う生態系の維持・保全のための活動等の取組を支援しました。

イ ウナギ等の内水面養殖業の振興

- ① ウナギの持続的利用を確保していくため、国際的な資源管理の取組については、我が国が主導的な役割を果たし、中国、韓国及び台湾との4か国・地域での養殖用種苗の池入れ量制限をはじめとする資源管理を一層推進するとともに、官民一体となって資源管理に取り組みました。
- ② 河川や海域におけるウナギの生息状況や生態等の調査、効果的な増殖手法の開発に取り組むとともに、シラスウナギ採捕、ウナギ漁業及びウナギ養殖

業に係る資源管理を一体として推進しました。

- ③ ウナギの養殖用種苗の全てを天然採捕に依存していることから、人工種苗の大量生産の早期実用化に向けた研究開発を推進しました。
- ④ 国際商材として輸出拡大が期待されるニシキゴイについて、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28（2016）年5月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、輸出促進を図りました。

ウ 内水面魚種の疾病対策

ニシキゴイ等の伝染性疾病の予防及びまん延防止のため、内水面水産資源に係る伝染性疾病に対する迅速な診断法、予防・治療技術等の開発及びその普及を推進しました。

(7) 栽培漁業及びサケ・マスふ化放流事業

ア 種苗放流による資源造成の推進

資源管理や漁場整備と一体となった種苗放流を推進するとともに、種苗放流の効果を高めるため、遺伝的多様性に配慮しつつ、放流した親魚が自然界で卵を産むことにより再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」の取組を推進しました。

また、広域に回遊する種について、海域栽培漁業推進協議会が策定した「栽培漁業広域プラン」を踏まえ、関係都道府県が行う種苗放流効果の実証の取組等を推進するとともに、資源管理に取り組む漁業者からのニーズの高い新たな対象種の種苗生産・放流技術の開発を推進しました。

イ 対象種の重点化等による効率的かつ効果的な栽培漁業の推進

種苗放流等については、資源管理の一



環として実施するものであることを踏まえ、資源造成効果を検証した上で、資源造成の目的を達成したものや、効果が認められないものについては、当該魚種の漁獲管理等に重点を移し、資源造成効果の高い手法や魚種に重点化する取組を推進しました。

ウ サケの漁獲量の安定化

近年放流魚の回帰率低下によりサケの漁獲量が減少していることから、ふ化場の種苗生産能力に応じた適正な放流体制への転換を図る取組や河川ごとの増殖戦略を策定する取組等を支援しました。また、放流後の河川や沿岸での減耗を回避するための技術開発や健康性の高い種苗を育成する手法の開発等に取り組みました。

(8) 漁業と親水性レクリエーションとの調和

ア 遊漁者の資源管理に対する取組の促進

クロマグロの遊漁について、広域漁業調整委員会指示により、30kg未満の小型魚は採捕禁止、30kg以上の大型魚は採捕した場合の報告の義務付けにより、遊漁における太平洋クロマグロの資源管理を推進しました。

また、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施に協力するよう指導するとともに、各地の資源管理の実態を踏まえ、必要に応じて海面利用協議会等の場を活用した漁業と遊漁が協調したルールづくりを推進しました。

イ 漁業と親水性レクリエーションとの調和がとれた海面利用の促進等

漁業と親水性レクリエーションとが協調したルールづくりに向け、都道府県に

よる漁業と遊漁を含む親水性レクリエーションとの円滑な調整に向けた関係者への働きかけを推進しました。

- ① 遊漁者等に対し、水産資源の適切な管理や漁場環境の保全への理解向上のため、水産庁Webページ、講演会、イベント、釣り関連メディア等を活用した普及・啓発を実施しました。
- ② 安全講習会や現地指導を通じた遊漁船、遊漁船利用者等による資源管理や安全対策を推進するとともに、漁船とプレジャーボート等の秩序ある漁港の利用を図るため、周辺水域の管理者との連携により、プレジャーボート等の収容施設の整備を推進しました。
- ③ 「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく協議会において、内水面水産資源の回復や親水性レクリエーションとの水面利用に関するトラブル防止等について協議が円滑に行われるよう、関係者との調整に取り組みました。

3 漁協系統組織の役割発揮・再編整備等

漁協は、漁業権管理等の公的な役割を担いつつ、漁業所得の増大に向けて販売事業等に取り組みむことが期待されており、これに対応できる組織体制の確立に向け、広域合併等を目指す漁協に対し、事業計画の策定等を支援しました。

また、「水産業協同組合法」の改正により公認会計士監査が円滑に導入されるよう漁協等の取組等を支援しました。

併せて、これらの事業改革に必要な借入金に対し利子助成等を行うとともに、経営改善に取り組んでいる漁協に対し、借換資金に対する利子助成等を行いました。

4 融資・信用保証、漁業保険制度等の経営支援の的確な実施

漁業者が融資制度を利用しやすくするとともに、意欲ある漁業者の多様な経営発展

を金融面から支援するため、利子助成等の資金借入れの際の負担軽減や、実質無担保・無保証人による融資に対する信用保証を推進しました。

また、自然環境に左右されやすい漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図るため、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、漁船保険制度及び漁業共済制度の安定的な運営を確保しました。

IV 漁業・漁村の活性化を支える取組

1 漁港・漁場・漁村の総合的整備

(1) 水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上

我が国水産業の競争力強化と輸出の促進を図るため、広域浜プランとの連携の下、荷さばき所等の再編・集約を進め、地域全体において漁港機能の強化を進めました。水産物の流通拠点となる漁港における、高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所、冷凍及び冷蔵施設等の一体的整備や大型漁船等に対応した岸壁の整備等を推進することにより市場・流通機能の強化を図りました。

また、地域の中核的な生産活動等が行われる地区においては、養殖等による生産機能の強化に資する施設等の整備を行いました。

さらに、漁港施設等の長寿命化対策を推進し、漁港機能の維持・保全を計画的に実施するため、機能保全計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減を図りつつ、戦略的に施設の維持管理・更新を推進しました。

(2) 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備

漁場環境の変化への対応や水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境整備の実施により、豊かな生態系の創造による海域

全体の生産力の底上げを推進しました。

特に沿岸環境の改善に当たっては、広域的な藻場・干潟の衰退や貧酸素水塊等の底質・水質悪化の要因を把握し、ハード対策とソフト対策を組み合わせた回復対策を推進するとともに、海水温上昇等に対応した漁場整備を推進しました。

また、沖合域においては、漁場整備による効果を把握しつつ、新たな知見や技術を生かし、資源管理と併せて効率的な整備を推進しました。

さらに、令和3（2021）年3月に成立した「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律」（令和3（2021）年法律第18号）に基づき、引き続き有明海等の再生に向けて、海域環境の保全・改善と水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、海域環境の調査、魚介類の増養殖対策を行うとともに、漁場改善対策を推進しました。

(3) 大規模自然災害に備えた対応力強化

南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、主要な漁港施設の耐震・耐津波対策や避難地・避難路等の整備と、災害発生後の水産業の早期回復を図るための事業継続計画の策定といった、ハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を推進しました。

また、今後、激甚化が懸念される台風・低気圧災害等に対する防災・減災対策や火災、土砂崩れ等の災害対策に取り組み、災害に強い漁業地域づくりを推進しました。

さらに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2（2020）年12月11日閣議決定）に基づき、漁港施設の耐震化・耐津波化・耐浪化等の対策を推進しました。漁港海岸についても巨大地震による津波やゼロメートル地帯の高潮等に対し沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策を推進しました。



(4) 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出

将来を見据えた漁村の活性化を目指し、浜プランの取組を推進するほか、定住・交流の促進に資する漁村環境整備を推進しました。漁業者の減少や高齢化、漁船の減少に対応するため、漁港機能の再編・集約化を図ることにより、漁港水域の増養殖場としての活用等、漁港施設の有効活用・多機能化を推進しました。

また、民間事業者と連携を図りつつ、漁港ストックを活用した水産業の6次産業化や海洋性レクリエーションの振興のほか、再生可能エネルギーの活用による漁港のエコ化を推進しました。

女性・高齢者を含む漁業就業者をはじめとする漁村の人々にとって、住みやすく働きやすい漁村づくりを推進するため、漁村の環境改善対策を推進しました。

(5) 海洋再生可能エネルギー施策への対応

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(平成30(2018)年法律第89号)に基づき、漁業と調和のとれた海洋再生可能エネルギー発電設備の整備が促進されるよう、区域ごとに組織される協議会の場等を通じて、関係府省庁等との連携を図りました。

2 多面的機能の発揮の促進

自然環境の保全、国境監視、海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供等水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、国民の理解の増進及びその効率的・効果的な取組を促進しました。

特に国境監視の機能については、全国に存在する漁村と漁業者による巨大な海の監視ネットワークが形成されていることから、国民の理解を得つつ、漁業者と国や地方公

共団体の取締部局との協力体制の構築等その機能を高めるための取組を進めました。

自然環境の保全については、新型コロナウイルス感染症の影響による魚価の低下等により操業ができなくなった現状を踏まえ、漁業者や養殖業者が行う藻場における食害生物の駆除や浅海域での海底耕うん等、漁場の生産性向上等の取組を多面的機能発揮対策と連携して支援しました。

3 水産業における調査・研究・技術開発の戦略的推進

(1) 資源管理・資源評価の高度化に資する研究開発

① 観測機器や解析モデルの改良による海洋環境の現況把握と将来予測精度の向上を図り、海況予測等の海洋環境把握を行いました。分布、回遊、再生産等が変化している重要資源に関しては、その生物特性と環境変化との関係について調査研究を進め、その変動メカニズムの分析や、漁況予測等の精度向上を進めました。

② 新たな解析手法の導入等により資源評価の精度向上を進めるとともに、生物学的特性にも配慮した資源管理手法の高度化を進めました。

③ 水産資源の調査・研究及び水産業に関する新技術開発等の基盤となる水産物に含まれる放射性物質の濃度調査を含めた海洋モニタリング調査及び水産動植物の遺伝資源の収集管理を推進しました。

(2) 漁業・養殖業の競争力強化に資する研究開発

① ICT等の新技術を活用して漁業からの情報に基づく7日先までの沿岸の漁場形成予測技術の開発やそれらを漁業者のスマートフォンに表示する技術を開発し、経験や勘に頼る漁業からデー

タに基づく効率的・先進的なスマート水産業への転換を進めました。

- ② 水産物の安定供給や増養殖の高度化に資するため、産学官連携を図りつつ、ウナギ、クロマグロ等の人工種苗生産技術の開発を推進しました。

ウナギについては、商業ベースでの種苗の大量生産に向けた実証試験を行いました。

また、気候変動の影響に適応した高温耐性等を有する養殖品種の開発等に取り組みました。

- (3) 漁場環境の保全・修復、インフラ施設の防災化・長寿命化等に資する研究開発

藻場の消失の原因究明と修復につながる基礎的知見の増大を図るとともに、干潟の生態系を劣化させる要因を特定し、効果的に生産力を向上させる技術の開発を推進しました。

また、地震・津波等の災害発生後の漁業の継続や早期回復を図るための防災・減災技術の開発を推進するとともに、漁港施設等の既存ストックを最大限に活用するための維持保全技術、ICTの活用による漁港施設や漁場の高度な管理技術の開発を推進しました。

- (4) 水産物の安全確保及び加工・流通の効率化に資する研究開発

鮮度を維持しつつ簡便・迅速に長距離輸送する技術や品質評価技術を開発しました。

加工や流通、消費の段階で魚介類の価値を決定する重要な品質（脂肪含有量及び鮮度）を非破壊分析し、品質の高い水産物を選別する技術を開発しました。

水産物の安全・安心に資するため、原料・原産地判別技術の高度化を推進するとともに、低・未利用水産資源の有効利用、水産加工の省力化、輸出の促進等のための技術

を開発しました。

4 漁船漁業の安全対策の強化

- (1) 漁船事故の防止

ア AIS(船舶自動識別装置)の普及

関係府省庁と連携してAISの普及促進のための周知啓発活動を行いました。

イ 安全対策技術の実証

漁船事故については、小型漁船の事故要因として最も多い衝突、転覆事故への対策が重要であり、小型漁船の安全対策技術の実証試験等を支援し、事故防止に向けて技術面からの支援を図りました。

ウ 気象情報等の入手

- ① 海難情報を早期に把握するため、遭難警報等を24時間体制で聴取するとともに、24時間の当直体制等をもって海難の発生に備えました。

- ② 気象庁船舶気象無線通報等により、海洋気象情報をはじめとする各種気象情報を提供しました。

また、海上保安庁において、海の安全情報(沿岸域情報提供システム)で、全国各地の灯台等で観測した局地的な気象・海象の現況、海上工事の状況、海上模様が把握できるライブカメラの映像等の情報をインターネットやメール配信により提供しました。

- ③ 航海用海図をはじめとする水路図誌の刊行及び最新維持に必要な水路通報の発行のほか、航海用電子海図の利便性及び信頼性の向上に取り組むとともに電子水路通報を発行しました。

航海の安全確保のために緊急に周知が必要な情報を航行警報として、無線放送やインターネット等により提供するとともに、水路通報・航行警報については、有効な情報を地図上に表示したビジュアル情報をWebサイトで提



供しました。

さらに、漁業無線を活用し、津波、自衛隊等が行う射撃訓練、人工衛星の打上げ等の情報を漁業者等へ提供しました。

(2) 労働災害の減少

ア 安全推進員の養成

漁船での災害発生率の高さを受け、漁船の労働環境の改善や海難の未然防止等について知識を有する安全推進員等を養成し、漁業労働の安全性を向上させるとともに、遊漁船業者等への安全講習会の実施及び安全指導の実施等の取組を支援しました。

イ ライフジャケットの着用促進

平成30(2018)年2月から、小型船舶におけるライフジャケットの着用義務範囲が拡大され、原則、船室の外にいる全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務付けられました。しかしながら、依然として着用が徹底されていない状況が見受けられるため、ライフジャケットの着用率向上を目指し、周知徹底を図りました。

ウ 農林水産業・食品産業の分野を横断した作業安全対策の推進

漁業を含め、農林水産業・食品産業の現場では依然として毎年多くの死傷事故が発生しており、若者が将来を託せるよう、より安全な職場を作っていくことが急務となっていることから、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」も活用し、関係者の意識啓発の取組など作業安全対策を推進しました。

V 東日本大震災からの復興

1 着実な復旧・復興

(1) 漁港・漁場

被災した漁港や海岸の復旧・復興に向け、工事の完了を図りました。また、本格的な漁業の復興に向けて専門業者が行うがれきの撤去や漁業者が操業中に回収したがれきの処理への支援を行うとともに、藻場・干潟の整備等を推進しました。

(2) 漁船

適切な資源管理と漁業経営の中長期的な安定の実現を図る観点から、省エネルギーで事業コストの削減に資する漁船の導入等による収益性の高い操業体制への転換を図るとともに、共同利用漁船等の復旧について支援しました。

また、効率的な漁業の再建を実現すべく、省エネルギー性能に優れた漁業用機器の導入について支援しました。

(3) 養殖・栽培漁業

被災地域が我が国の養殖生産の主要な拠点であることを踏まえ、他地域のモデルとなる養殖生産地域の構築を推進しました。

また、被災した養殖施設の整備、被災海域における放流種苗の確保、震災によるサケの来遊数減少に対応した採卵用サケ親魚の確保等について支援しました。

(4) 水産加工・水産流通

水産加工業の復興に向け、販路回復のための個別指導、セミナー及び商談会の開催や、安全性や魅力の発信、原料転換や省力化、販路回復に必要な加工機器の整備等を支援しました。また、官民合同チームは、令和3(2021)年6月から浜通り地域等の水産仲買・加工業者への個別訪問・支援を開始しました。

(5) 漁業経営

- ① 被災地域における次世代の担い手の定着・確保を推進するため、漁ろう技術の向上のための研修等漁業への新規就業に対する支援を行いました。
- ② 共同利用漁船・共同利用施設の新規導入を契機とする協業化や加工・流通業との連携等を促進しました。また、省エネルギー化、事業コストの削減、協業化等の取組の実証成果を踏まえて漁船・船団の合理化を促進しました。
- ③ 被災した漁業者、水産加工業者、漁協等を対象とした災害復旧・復興関係資金について、実質無利子化、実質無担保・無保証人化等に必要な経費について助成しました。

(6) 漁業協同組合

漁協系統組織が地域の漁業を支える役割を果たせるよう、被害を受けた福島県の漁協等を対象として、経営再建のために借り入れる資金について負担軽減のための利子助成を行いました。

(7) 漁村

地方公共団体による土地利用の方針等を踏まえ、災害に強い漁村づくりを推進しました。具体的には、海岸保全施設や避難施設の整備、漁港や漁村における地震・津波による災害の未然防止や被害の拡大防止、被災時の応急対策を執る際に必要となる施設整備を推進しました。また、東日本大震災を踏まえて平成24（2012）年3月に改訂した「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等の普及・啓発を図り、漁村の様態や復興状況に応じた最善の防災力の確保を促進しました。

2 原発事故の影響の克服

(1) 安全な水産物の供給と操業再開に向けた支援

- ① 安全な水産物を供給していくため、関係府省庁、関係都道県及び関係団体と連携して、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域において水揚げされた水産物の放射性物質濃度調査を実施しました。
また、水産物への放射性物質の移行過程等生態系における挙動を明らかにするための科学的な調査等を実施しました。
- ② 操業が再開される際には、漁業者や養殖業者の経営の合理化や再建を支援するとともに、専門業者が行うがれきの撤去、漁業者が操業中に回収したがれきの処理への支援を行いました。

(2) 風評被害の払拭

- ① 東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備(ALPS:Advanced Liquid Processing System)等により浄化処理した水（ALPS処理水）の取扱いについて、令和3（2021）年4月13日に「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を決定したことを踏まえ、地方公共団体や漁業者等との意見交換を重ねた上で、その要望等を踏まえ、同年8月24日に「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」（以下「当面の対策の取りまとめ」という。）を、同年12月28日には、当面の対策の取りまとめに盛り込まれた対策ごとに今後1年間の取組や中長期的な方向性を整理した「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計



画」を、それぞれ関係閣僚等会議において策定し、今後とも、生産・流通・加工・消費のそれぞれの段階ごとに、徹底した対策を講じていくこととしました。

- ② 水産物の放射性物質に関する調査結果及びQ&Aについて、水産庁Webサイト等に掲載することにより、正確かつ迅速な情報提供を行うとともに、被災地産水産物の安全性をPRするためのセミナー等の開催を支援しました。

(3) 原発事故による諸外国・地域の輸入規制の緩和・撤廃

日本産農林水産物・食品に対する輸入規制を講じている諸外国・地域に対して、あらゆる機会を活用し、科学的知見に基づいた輸入規制の早期・撤廃に向けた働きかけを継続して実施した結果、シンガポール、米国が輸入規制を撤廃しました。また、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づき、相手国・地域が求める産地証明書等の申請・発行窓口の一元化を進め、証明書を円滑に発行しました。

Ⅵ 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 関係府省庁等連携による施策の効率的な推進

水産業は、漁業のほか、多様な分野の関連産業により成り立っていることから、関係府省庁等が連携を密にして計画的に施策を実施するとともに、各分野の施策の相乗効果が発揮されるよう施策間の連携の強化を図りました。

2 施策の進捗管理と評価

効果的かつ効率的な行政の推進及び行政

の説明責任の徹底を図る観点から、施策の実施に当たっては、政策評価も活用しつつ、毎年進捗管理を行うとともに、効果等の検証を実施し、その結果を公表しました。さらに、これを踏まえて施策内容を見直すとともに、政策評価に関する情報の公開を進めました。

3 消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開

水産業・漁村に対する消費者・国民のニーズを的確に捉えた上で、消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点から施策を展開しました。

また、施策の決定・実行過程の透明性を高める観点から、インターネット等を通じ、国民のニーズに即した情報公開を推進するとともに、SNSやブログ等も活用し、施策内容や水産の魅力等の分かりやすく、親しみやすい広報活動の充実を図りました。

4 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進

我が国漁業の生産構造、就業構造等を明らかにするとともに、水産物流通等の漁業を取り巻く実態と変化を把握し、水産施策の企画・立案・推進に必要な基礎資料を作成するための調査を着実に実施しました。

具体的には、漁業・漁村の6次産業化に向けた取組状況を的確に把握するための調査等を実施しました。

また、市場化テスト（包括的民間委託）を導入した統計調査を実施しました。

5 事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進

官と民、国と地方の役割分担の明確化と適切な連携の確保を図りつつ、漁業者等の事業者及び産地の主体性・創意工夫の発揮を促進しました。具体的には、事業者や産地の主体的な取組を重点的に支援するとと

もに、規制の必要性・合理性について検証し、
不断の見直しを行いました。

6 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に
活用するため、財政措置の効率的かつ重点的
な運用を推進しました。

また、施策の実施状況や水産業を取り巻く
状況の変化に照らし、施策内容を機動的に見
直し、翌年度以降の施策の改善に反映させて
いきました。